

推進体制

総合調整機能の強化

(1) 人権意識の高揚のために

市民一人ひとりが、人権の意義や価値についての理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を身につけるための啓発をします。

様々な機会を捉えて、気づきの場の提供に努めます。

(2) 人権擁護を進めるために

人権相談をとおして困りごとを解消し、市民が自己実現に近づくことができるよう支援します。市民が主体的に解決方法を選択できるよう、相談スキルの向上に努めます。各種相談機関や公的支援制度、NPO等が実施する援助活動など、人権擁護に関する様々な支援情報を効果的に提供します。

(3) 人権問題の把握のために

市民の困りごとのほか、地域における課題を把握し適切な対応がとれるよう、相談窓口を周知するほか、各種団体との連携強化に努めます。

庁内体制

(1) 職員の意識向上のために

人権が尊重される社会の実現に深く関わる立場にある職員が、常に人権尊重の意識や態度をもって職務の遂行に臨むことが重要です。関係部署が連携し、市職員に対する人権研修を充実します。

(2) 横断的な取り組みのために

「岸和田市人権施策推進プラン」の改定及び進行管理に取り組むための仕組みをつくりまします。また、市内における人権課題や岸和田市人権尊重のまちづくり審議会における様々な意見や提言をふまえ、各部署が主体的に人権擁護の視点に根ざした事業を推進するために必要な協力、連携に努めます。

関係機関・団体との連携

(1) 行政機関との連携

人権施策を効果的に推進するために、法務局、労働基準監督署、公共職業安定所等の関係機関や大阪府、府内市町村との協力・連携に引き続き努めます。

(2) 各種団体との連携

効果的な啓発活動を継続します。人権問題を的確にとらえる感性や人権を重視する姿勢を育むために、家庭・学校・職場・地域などの身近なところで、気づきや学びの機会をつくりまします。

また、人権問題に取り組む様々な団体や機関との連携を強化し、様々な社会資源の活用により誰もが「自分らしさ」を失わず地域で安心して暮らせるような仕組みを充実させまします。